

に、その大領の在任した所ではあるまいか。この地質に本場・今江の二湖に近く、江沼國造の裔孫であつた郡司江沼氏の本居として、極めて相應しきを覺えるやうである。又加賀郡に就いては、その郡司の多數が、國造の子孫たる道氏であつた點から考へて、之を道氏の本居たる和名抄の味智郷、延喜式の味智神社のあつた地に當てるを適當であるとすれば、後の石川郡中に求めねばならぬが、未だ之を明らかにするを得ぬ。

カガノクニ 加賀國 (一) 置國—天武天皇末年若しくは持統天皇初年に、越國の越前・越中・越後に分かれたれるや、今の加賀國は尙越前の一部で、加賀・江沼の二郡であつたが、饒天皇の弘仁十四年二月三日太政官奏して、越前加賀郡の國府を置ること遠く、民人愁苦するを以て、その二郡を割いて加賀國とせんことを請うた。類聚三代格にその奏文を記してゐる。

太政官謹奏 割越前國江沼加賀二郡二爲 加賀國事 准中朝 守 一人 掾 一人 大目 一人 少目 一人 史生 一人 博士 一人 醫師 一人 右得彼國守從四位下紀朝臣末成解備。加賀郡遠去國府。往還不便。雪霽風起。難苦殊甚。加以途路之中有四大川。經日難涉。人馬阻絕。動致滯滯。又郡司鄉長。任意侵漁。民懷冤屈。路遠無訴。不堪深酷。逃散者衆。又部內關遠。多煩巡檢。官舍之損。廢棄之怠。莫不由此。伏請。別立一國。

功。行政化者。必資權變之道。彼越前國民俗凋弊。非恩何息。境內關遠。本稱難治。臣等商榷。所申合宜。伏聽天裁。謹以申開謹奏。 弘仁十四年二月三日 所謂四大川は、比榮川(手取川)・安宅川(梯川)・崩川(九頭龍川)・足羽川をいふのであらう。而して分國の事の決定したるは、日本後紀に「弘仁十四年依官奏。同年三月丙辰朔割越前江沼加賀二郡爲加賀國」とあるを以て明らかである。類聚三代格日本紀略伊呂波字類抄拾芥抄の記述も之に同じい。然るに舊事記には之を弘仁十年に在りとし、拾芥抄の一説に天平二十年越前三郡を分かつて加賀國としたといひ、源平盛衰記に弘仁十四年加賀郡を四郡に分かつて加賀國とすといふ如きは、何れも誤謬である。

弘仁十四年二月三日 所謂四大川は、比榮川(手取川)・安宅川(梯川)・崩川(九頭龍川)・足羽川をいふのであらう。而して分國の事の決定したるは、日本後紀に「弘仁十四年依官奏。同年三月丙辰朔割越前江沼加賀二郡爲加賀國」とあるを以て明らかである。類聚三代格日本紀略伊呂波字類抄拾芥抄の記述も之に同じい。然るに舊事記には之を弘仁十年に在りとし、拾芥抄の一説に天平二十年越前三郡を分かつて加賀國としたといひ、源平盛衰記に弘仁十四年加賀郡を四郡に分かつて加賀國とすといふ如きは、何れも誤謬である。

(二) 加賀の雜事—加賀の變異・早損その他の雜事にして六國史等の上に見えたるものは次の通りである。淳和天皇天長十年二月十四日加賀國をして、先聖先師の像二條を圖畫して之を上らしめた。仁明天皇天長十年五月十一日勅して加賀等の諸國に有力の人を求めて貢進せしめた。相撲節に角せしめる爲である。承和元年正月廿五日、加賀國に疫癘があつたから之を賑給せしめられた。承和五年七月から九月まで、加賀の國に灰の如き物が天から降り、累日止まなかつた。怪異に似てゐるが、禾稼を損じなかつたから、五穀の價賤しく、老農は之を米華と名づけたとの事がある。承和十年六月廿五日、加賀又飢乏たから賑給せられた。文德天皇仁壽二年五月加賀國に甘露

質に水旱があつたから賑給せられ、貞觀六年七月十一日には疫疾があつたから賑給せられた。貞觀八年五月十九日、加賀國が毎年貢する馬革の數を改め、貞觀十一年二月廿三日、加賀國比榮河に半輪の渡子廿五人を置いた。陽成天皇元慶五年八月十四日「加賀國言す。太政官去六月廿九日當道に下し、符に備く、比日兵庫鳴る事あり。著龜告げて云ふ。北境東陸兵火あるべし。秋より冬に至るまで宜しく守禦を慎むべし」と。鑑みて檢するに、去る弘仁十四年越前國を分かつて加賀國を置き、其の後五十八年未だ非常に備へず。伏して望み請ふらくは、官庫の甲冑を給せられ、以て非常に備へん。自餘の兵器は國宰將に作らんとすと。勅していふ。甲冑は宜しく國宰をして作らしむべし」といふ事がある。又宇多天皇寛平九年正月廿五日諸國定額の米女を改めて四十七人とした時には、加賀は之を貢せぬことになつてゐる。

質に水旱があつたから賑給せられ、貞觀六年七月十一日には疫疾があつたから賑給せられた。貞觀八年五月十九日、加賀國が毎年貢する馬革の數を改め、貞觀十一年二月廿三日、加賀國比榮河に半輪の渡子廿五人を置いた。陽成天皇元慶五年八月十四日「加賀國言す。太政官去六月廿九日當道に下し、符に備く、比日兵庫鳴る事あり。著龜告げて云ふ。北境東陸兵火あるべし。秋より冬に至るまで宜しく守禦を慎むべし」と。鑑みて檢するに、去る弘仁十四年越前國を分かつて加賀國を置き、其の後五十八年未だ非常に備へず。伏して望み請ふらくは、官庫の甲冑を給せられ、以て非常に備へん。自餘の兵器は國宰將に作らんとすと。勅していふ。甲冑は宜しく國宰をして作らしむべし」といふ事がある。又宇多天皇寛平九年正月廿五日諸國定額の米女を改めて四十七人とした時には、加賀は之を貢せぬことになつてゐる。

カガノクニニキクザケコウ 加賀國菊酒考 一册。富田景周著。加賀の菊酒といふことを考證する爲、菊花及び醸酒の事に及び、石川郡鶴來の酒も、金澤の酒も共に菊酒と稱することを述べたものである。原本、諸家の序跋と口繪とがあつて美麗なる書である。↓キクザケ 菊酒。

カガノクニニサンブツシ 加賀國産物志 ↓ カガブツサンシ 加賀物産志。 カガノクニニユウコキ 加賀國中古記 ↓ カンチロン 官地論。 カガノクニノミツヤコ 加賀國造 舊事紀 國造本紀に「加賀國造。攝津高津朝御世。能

ありて、攝津高津朝は仁德天皇である。加賀に就いては、山城を山背、武邪志と胸刺とした類であるともいひ、或は賀我の一聲轉を假つたのであるといつて、學者各説明を異にするが、加賀と賀我と同一であるとする事は悉く首肯せられる。しかし能登國造同祖以下の文には錯簡がある。即ち本書に素都乃奈美留命を能登國造と同祖であるとするが、後者は崇神天皇から出たもので、全く異族である。素都乃奈美留命は、國造本紀なる高志深江國造の條に「瑞籬朝御世。道君同祖。素都乃奈美留命。定陽國造」とあるもので、崇神天皇の時の人なるを、こゝに仁德天皇の時とするは、矛盾たるのみならず、一たび高志深江國造に任ぜられたものが、更に加賀に轉封せられる如きは、他に例のないことである。是を以て本條は正に「道君同祖。素都乃奈美留命何世孫某。定陽國造」とあるべきもので、この國造こそは、高志深江に繁衍したものの一族であつたのである。かくの如く本文極めて晦澁であるから、内山眞龍は能登國造同祖とある點に注意し、加賀を加賀の誤として、能登郡加賀郷を當てたが、決して正鶴を得たものでない。しかのみならず、國造本紀に賀我と加賀とを並べ載せたことに就いては、前人皆解決に苦しむ、遂に加賀の條は撥入にして、賀我の條のみ存すべしといふを通過とするに至つた。因つて吉田東伍の大日本地名辭書には、この二條の調和を試み、初め仁德天皇の世に道君一族を以て此の國の國造に當てたが、雄略天皇に至り新たに三尾君を之に代へたのであると論じてゐる。この

ありて、攝津高津朝は仁德天皇である。加賀に就いては、山城を山背、武邪志と胸刺とした類であるともいひ、或は賀我の一聲轉を假つたのであるといつて、學者各説明を異にするが、加賀と賀我と同一であるとする事は悉く首肯せられる。しかし能登國造同祖以下の文には錯簡がある。即ち本書に素都乃奈美留命を能登國造と同祖であるとするが、後者は崇神天皇から出たもので、全く異族である。素都乃奈美留命は、國造本紀なる高志深江國造の條に「瑞籬朝御世。道君同祖。素都乃奈美留命。定陽國造」とあるもので、崇神天皇の時の人なるを、こゝに仁德天皇の時とするは、矛盾たるのみならず、一たび高志深江國造に任ぜられたものが、更に加賀に轉封せられる如きは、他に例のないことである。是を以て本條は正に「道君同祖。素都乃奈美留命何世孫某。定陽國造」とあるべきもので、この國造こそは、高志深江に繁衍したものの一族であつたのである。かくの如く本文極めて晦澁であるから、内山眞龍は能登國造同祖とある點に注意し、加賀を加賀の誤として、能登郡加賀郷を當てたが、決して正鶴を得たものでない。しかのみならず、國造本紀に賀我と加賀とを並べ載せたことに就いては、前人皆解決に苦しむ、遂に加賀の條は撥入にして、賀我の條のみ存すべしといふを通過とするに至つた。因つて吉田東伍の大日本地名辭書には、この二條の調和を試み、初め仁德天皇の世に道君一族を以て此の國の國造に當てたが、雄略天皇に至り新たに三尾君を之に代へたのであると論じてゐる。この